

# 岐阜労働局

Gifu  
Labour  
Bureau

2022 **10**

最低賃金が改正されました！

岐阜県最低賃金	
時間額	<b>910</b> 円 (30円アップ)
発効日	令和4年10月1日

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

## 第73回全国労働衛生週間【令和4年10月1日から7日まで】

全国労働衛生週間スローガン

### あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

全国労働衛生週間は今年で第73回を迎えます。  
誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

くわしくは  
こちら



## 「業務改善助成金」が拡充されました！

～原材料高騰により利益が減少した事業者や最低賃金が低い事業者への支援を拡充～

9月1日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度が拡充されました。原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充を図ります。

助成金は  
こちらから



★ご不明な点は、コールセンターまで。（受付時間 平日 8:30～17:15）  
**業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440**

センターにつ  
いては

## ぎふ働き方改革支援センターがお手伝いします。

各センターに配置されている社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、賃金規定の見直しや助成金の活用などを含めたアドバイスを行います。



## 令和4年度「過労死等防止対策シンポジウム」を開催します



毎年11月に、過労死等の現状や課題、防止対策などを考えるシンポジウムを開催しています。

日時：11月29日（火）13:30～16:15

場所：長良川国際会議場大会議室（岐阜市長良福光2695-2）

【岐阜労働局からの報告】

「ハラスメントの防止対策について」岐阜労働局雇用環境・均等室

【企業からの取り組み事例発表】

「『ずっと働きたい』に寄り添う」

社会福祉法人みどり福祉会 あんきの家細畑施設庁 大須賀しづか氏

【基調講演】

「日本の職場における過重労働・ハラスメントの構造と課題」

NPO法人 POSSE代表 今野 晴貴氏

【過労死遺族の声】

くわしくは  
こちらから



# 改正育児・介護休業法 対応はお済ですか？

## 令和4年10月1日から産後パパ育休スタート！！

### —特別相談窓口をご利用ください—



### 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで。雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり）

### 育児休業制度の変更（改正後の内容）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化（期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。）
	特別な事情がある場合に限り再取得可能

くわしくは  
こちらから👉



就業規則の整備をお願いします。就業規則の整備の準備をお願いします。

### 10月は「年次有給休暇取得促進月間」



くわしくは  
こちらから👉

10月は「有給休暇取得促進月間」です。10月は「働き方創造推進月間」です。

新しい働き方・休み方を実践するために  
年次有給休暇を上手に活用しましょう

### 11月は労働保険未手続 事業一掃強化期間です。



法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトの雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇用していたら、労働保険の加入が必要ですよ。

くわしくは  
こちら👉



### 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間

#### 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止特設サイト  
くわしくは  
こちらから👉

### 人材開発支援助成金 「人への投資促進コース」のご案内

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に訓練経費や賃金の一部を補助する制度です。  
令和4年4月から新たに「人への投資促進コース」が新設され、使いやすくなりました。  
「オンラインの定額受け放題サービス（サブスクリプション）」なども対象となります。

くわしくは  
こちらから👉

